

議案第101号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和4年6月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
D第691号線	61 22	4 00	さいたま市南区鹿手袋七丁目293番1地先	さいたま市南区鹿手袋七丁目294番2地先	
G第575号線	62 78	4 00	さいたま市浦和区上木崎七丁目688番16地先	さいたま市浦和区上木崎七丁目688番21地先	
12947号線	41 07	4 00	さいたま市北区吉野町一丁目368番37地先	さいたま市北区吉野町一丁目368番37地先	
12948号線	40 49	4 00	さいたま市北区吉野町一丁目368番3地先	さいたま市北区吉野町一丁目368番4地先	
22603号線	89 04	4 50	さいたま市見沼区大字南中野字道半山718番12地先	さいたま市見沼区大字南中野字道半山718番1地先	
41712号線	112 18	5 00	さいたま市西区大字佐知川字後谷770番3地先	さいたま市西区大字佐知川字後谷767番7地先	
41713号線	71 42	5 00	さいたま市西区大字佐知川字後谷774番2地先	さいたま市西区大字佐知川字後谷771番2地先	